

令和5年9月7日
会計局会計課

報道機関 各位

物品・業務委託等業者に対する指名停止措置について

このことについて、下記のとおり指名停止の措置を行いましたのでお知らせします。

記

- 1 指名停止業者
第一産業株式会社 山形県山形市蔵王成沢字町浦 640 番地
- 2 指名停止の期間
令和5年9月8日から令和6年3月7日まで（6か月）
- 3 指名停止の理由
県との物件購入契約について、第一産業株式会社が、その責めに帰すべき事由により契約書で定める期限までに契約物件を納入することができないと申し出、令和5年8月4日付けで山形県知事から契約解除されたことが、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱別表指名停止基準第4号（契約違反）に該当するため。

<参考>

山形県競争入札参加資格者指名停止要綱
別表 指名停止基準第4号（契約違反）

指名停止事由
県と締結した調達契約の履行に当たり、契約に違反し、調達契約の相手方として不適當であると認められるとき。

問合せ先

会計局会計課 課長補佐 小林 恵美子
電話 023-630-2724
報道監 会計局会計課長 齊藤 正彦